

○小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例

平成 5 年12月15日

条例第28号

第 6 章 廃棄物減量・再資源化等推進市民会議

(市民会議の設置)

第26条 法第 5 条の 7 の規定により、廃棄物の減量化、再資源化及び適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項の推進を図るため、小諸市廃棄物減量・再資源化等推進市民会議（以下「市民会議」という。）を置くことができる。

- 2 市民会議は、委員13人以内で組織する。
- 3 市民会議の委員は、関係団体の代表、識見を有する者、公募に応じた市民及び市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、審議事項の検討が終わるまでの間とする。ただし、補欠のために委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、市民会議の運営その他市民会議に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例17・平22条例 8・平26条例39・一部改正)

○小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則

平成 5 年12月15日

規則第25号

(市民会議の運営)

第22条 市民会議に会長及び副会長を各 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。